

花巻市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家バンクに登録された空き家に付随する農地の所有権の移転又は賃借権の設定をする場合における農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく農地の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 法第2条に規定する農地をいう。
- (2) 別段の面積 法第3条第2項第5号の規定により、花巻市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が定める面積をいう。
- (3) 空き家 花巻市空き家バンク設置要綱（平成27年花巻市告示第169号。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定により登録されている空き家をいう。
- (4) 空き家に付随した農地 空き家の所有者が権利を有する市内にある農地で第4条の要件を満たす農地をいう。
- (5) 遊休農地 法第32条第1項各号に掲げる農地をいう。

(別段の面積)

第3条 空き家に付随した農地については、これを一つの区域とみなし、別段の面積を1アールに設定する。

(空き家に付随した農地の要件)

第4条 空き家に付随した農地は、次に掲げる事項を全て満たす農地とする。

- (1) その区域の全部若しくは一部が遊休農地である農地又はその区域の全部若しくは一部について遊休農地となることが見込まれる農地
- (2) 1アール以上10アール未満の農地
- (3) その権利を取得する者が、空き家と同時に購入又は賃借する農地

(提出書類)

第5条 空き家に付随した農地に関する権利取得を申請する者は、法第3条第1項の規定により農業委員会の許可を受けるための書類のほか、空き家に係る売買契約書又は賃貸借契約書の写し及び要綱第4条第2項により登録された空き家であることを確認できる書類を農業委員会に提出しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。